

# 地域包括支援センターからのお知らせ

## 高齢者虐待をなくしましょう

### 高齢者虐待（疑いを含む）を発見した人は連絡を！

高齢者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人に対し、市への通報努力義務が規定されています。特に高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市に通報する義務があると定められています。

通報者が誰であるかなど、秘密は守ります。通報したことでの不利益はありませんのでご安心ください。

### 高齢者虐待の種類

#### 【身体的虐待】

暴力行為によって身体に傷や痛みを与えることや、外部との接触を意図的、継続的に遮断すること

#### 【介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）】

必要な介護サービスの利用を妨げる、世話をしないなどにより、生活環境や身体、精神の状態を悪化させること

#### 【心理的虐待】

侮辱的なことを言ったり脅したり、無視したり嫌がらせをしたりして、精神的な苦痛を与えること

#### 【性的虐待】

高齢者にわいせつな行為をすること、またはわいせつな行為をさせること

### 【経済的虐待】

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

### 介護はひとりで抱えこまないで

高齢者の介護は、想像以上に大変です。介護疲れから虐待につながってしまうことが多く、家族だけで頑張っても限界があります。無理をせず、さまざまな制度やサービスをうまく利用しながら介護していきましょう。困ったときや悩んだときには、地域包括支援センターにご相談ください。

#### ①市地域包括支援センター

**とき** 月～金曜日（祝日を除く） 8時30分～17時15分

**ところ** 市役所1階

**対象** 中央、棚尾、大浜、西端地区在住の人

**高齢者虐待相談専用電話** ☎(42)1664

**問合せ** 市地域包括支援センター ☎(46)5512

#### ②碧南社協地域包括支援センター

**とき** 月～金曜日（祝日を除く） 8時30分～17時15分

**ところ** へきなん福祉センターあいくる

**対象** 新川、旭地区在住の人

**問合せ** 碧南社協地域包括支援センター

☎(46)3840

## 認知症初期集中支援チームをご利用ください

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症初期集中支援チームが市内で活動を始めています。

### 認知症初期集中支援チームとは

認知症の早期診断・早期対応を目的とし、複数の専門職で構成されたチーム員が、本人や家族、民生委員、ケアマネジャーなどからの相談を受け、家庭訪問を行った上で支援の方向性を検討し、本人や家族の自立した生活をサポートします。

市では医師、保健師、看護師2人、介護福祉士、精神保健福祉士の計6人で活動しています。

認知症は早期診断・早期対応が重要です。認知症の始まりかなと思うことがあれば、一度ご相談ください。



**対象** 40歳以上の在宅生活を送る認知症の人またはその疑いのある人で以下のいずれかに該当する人

①医療・介護サービスを受けていない

②医療・介護サービスを中断している

③サービスは受けているが対応に苦慮している

**問合せ** 市地域包括支援センター